

保護者の皆様へ

大阪府立なにわ高等支援学校
校長 檜崎 恭一

本校における今後の教育活動について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年4月23日付けで、大阪府等が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを受け、昨夜、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、緊急事態措置に基づく府民への要請内容等が決定されました。

府内の医療提供体制が極めてひっ迫している中、感染拡大を食い止めるためには、不要不急の外出の自粛、人出の抑制、人が集まる行動自体の抑制が必要となっています。

これらのことを踏まえ、本校における緊急事態宣言下の教育活動等について5月11日(火)までの期間、次のとおりいたします。保護者の皆さまにおかれましても、ご理解とご協力をお願いします。

(1) 授業における基本方針

これまで同様、手洗いうがい、手指消毒、マスク着用等の感染症対策徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態で教育活動を継続します。

(2) 感染リスクの高い教科活動

- ① 体育において、可能な限り屋外で実施します。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けます。
- ② 家庭科、フードサービスコースにおける実習において、近距離で行う調理実習は行いません。
- ③ 音楽において、室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は行いません。
- ④ 各教科等に共通する活動として「生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」については行いません。

(3) 部活動について

原則休止とします。

ただし、十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等については、主催者による感染症対策を確認の上、参加することができます。これらの大会等への参加に向けての活動については、「大会期間の初日から起算して3週間前からを目安としてください」とされています。具体的な練習日程は各部活動顧問より連絡します。

(4) 現場実習、校外学習等の学校外での教育活動について

関係機関の意向等を踏まえながら、個別に検討中です。決定次第お知らせいたします。